

2004年3月2日

会長談話 「青色LED判決を契機に思う」

社団法人 日本工学アカデミー

会長 西澤 潤一

東京地裁は中村修二カリフォルニア大学教授が開発した青色発光ダイオード(LED)について、日亜化学工業(元の職場)相手の発明対価訴訟の判決で、日亜化学の特許権受益と中村氏が得た社内報奨金とのアンバランスは異常として、200億円の支払いを日亜化学に命じた。

日本工学アカデミーは本件について別紙の如き見解を取りまとめた。

この見解をもとに、次のことを望みたい。

日本企業は、敗戦後の復興の中で、基本発明挑戦環境に乏しく、後進国型特許制度で、物質特許を認めず、迂回製法によって先進国企業の独占排他権を免れる研究風潮があった。開発事業が企業経営の主体を占めた時期は遙か昔であり、これを契機として企業は日本工学アカデミーの見解をもとに、これまでの発明奨励制度と共に個人の創意工夫を尊重し、革新的なパイオニア発明に企業ぐるみの夢を託す経営風土と制度設計をされることを望みたい。

大学は、戦後産学共同研究を嫌い、産業に有用な研究を行うことや、特許出願などは大学の科学者の行うべきものではないとの風土があったことは否めない。いま科学の新しい知識が直接産業的価値と結びつく時代となって、大学経営において産学連携と特許権利確保は重要な事項の一つとなった。独立法人化される大学においては、独創的研究が尊重され、その基本発明が正当に評価される運営を望みたい。

国民は、我が国の未来は科学技術投資によって新産業の創出と国際競争力強化がなされると信じて、GDP比約1%の巨費投入を許容してくれている。科学技術創造立国の国是として、創造への挑戦をする人々を尊重する社会風土の醸成と憲法改正の中でも、こうした哲学を反映させる配慮を望みたい。

知的財産制度は、国民の自由と民主主義の原則に基づく公正な産業競争秩序の一環として位置づけ、新発見・新発明、工夫創造、開拓創作へ挑戦する人々のインセンティブを高め、その努力が正当に国民から評価されるような法整備をはかられることを望みたい。

以上

添付資料

「青色LED特許」訴訟判決への見解

2004年3月2日

「青色LED特許」訴訟判決への見解

社団法人日本工学アカデミー

2004年1月30日東京地方裁判所は、職務上の発明を巡る青色LED(発光ダイオード)訴訟で、会社に200億円の支払いを命ずる判決を出した。

これは、発明者個人の権利と研究職務の場を提供した企業の権利のあり方への問題提起となった。また、発明の成果を起業化して得られた成果に寄与した開発事業、製造技術ノウハウ、製品化への経営努力、その過程で得られた関連発明など、企業の包括力の発揮によって事業成果としての売上げ、収益が得られている事実も無視できない。その上で事業成果に対する発明者の寄与の程度への判断と正当な対価算定という課題について、基本的な思想のあり方を社会に問いかけているものである。

日本工学アカデミーは、本判決について、特許制度の発生と産業社会発展に寄与したこの制度の変遷をもとに検討を行った。

1. 特許制度の発展経過

特許制度は、1332年ベネチア市理事会が当時ギルド規制の強い下で、特定の人に土地と資金を与えて風車の建設をさせたのが始まりといわれている。この方式を制度化し、1474年に成文特許法とされた。16世紀イギリスのエリザベス一世は、海外からの新技術の導入と新産業の保護を積極的に行う政策の一環としてこの制度を採用し、発明と移植技術に対して独占権を与える特許状付与を女王の特権として行った。この流れに沿って独占条例が1623年に制定され、これが近代特許法の基礎となっている。

特許制度は『産業振興のツール』として活用されている。

一方、フランス大革命(1789年)は、『新発見・新発明をその作者の所有権とする宣言』をもたらし、それによってそれまでの封建君主の絶対性と私権の制限とは大きく異なった排他的独占権と経済的補償とを併記する知的財産権についての法律が確立された。これは国家の政策選択の巾を広げることとなって、国王の大権による独占を嫌うアメリカなどへ影響を与えている。

2. 日本の知的財産権制度制定の思想

明治政府において、高橋是清が「商標条例」(1884年:明治17年)、「専売特許条例」(1885年:明治18年)を制定、自ら商標登録所長を振り出しに、初代特許局長を歴任している。高橋の基本思想は、法律を作ったり制度を設けたりすることは手段にすぎず、それを動かす精神こそが重要と「在来産業を犠牲にした上からの外来産業の移植ではなく、在来地場産業を主体とする下からの産業的発展に基づく民富の形成」というものであった。

また、アメリカの文献 U.S.Census on Manufacturing, Vol.10, p.753, 1900年に、高橋の発言が示されている。

日本政府は工業所有権保護同盟条約加盟に伴い、特許システムの確立のため高橋是清を特命局長に指名し、アメリカ特許システムの運営実態調査のためアメリカへ派遣した。アメリカの特許長官はあらゆる便宜を供与している。

この文献に、アメリカから「なぜ日本の国民が特許システムを持ちたいと望んでいるかを知りたい」との問いに対して、高橋は次のように答えている。

「1854年にペルリ提督が日本を開港させて以来、日本人は地球上の他の国のように大国になろうと努力してきた。そして何がその国を偉大ならしめたのかを探した。アメリカはコロンブスによって400年前に発見され、合衆国は建国100年も超えていない。何が合衆国をかくも偉大な国に創り上げたのだらうか。そして我々は調査し、その答えを見つけ出した。それは特許だ。我々は特許を持とうと決めた。」

3. アメリカ特許制度の哲学

1793年米国に導入された特許制度は、基本的な法制度は英国から引き継いでいるが、1787年に制定された憲法の精神によって先発明主義となっている。米国憲法第1章第8条第8項に「Science および有用な Art」に関し、特許を賦与すべき権限を議会に与え、特許を活用することによる産業の促進が明記されている。政府でなく国民の権限なのである。

憲法に基づき最初に制定された連邦法は特許法であり、草案者は独立宣言と同じくトーマス・ジェファソンで、自由と民主主義のもとに先発明主義の方式を採用した。

明治期に、高橋是清が描いた日本を偉大にすると考えて創設した知的財産制度は、国王(政府)の特権による保護ではなく、発明者の排他的独占権の設定と、経済的補償を自由と民主主義のもとに公正な産業秩序制度として生かして行くことにあると思われる。

4. 発明者創造の価値と職務組織との関係

特許法による独占排他権は、新規性、進歩性、産業上の有用性によって設定される。産業上の有用性によって学術的価値と異なる経済価値を持ち、将来の市場展開を想定して、各国へ特許権設定のための出願がなされる。一種の知的鉦区権の設定とも言える。

特許権の行使は、開発事業の成功に伴い、独占排他権による新しい事業開拓へのリスク投資の回収と、利益の拡大を目的とするものである。一方、それは産業社会発展のために発明へのインセンティブを与えるものであるから、過度の独占を防ぐために特許権の期限があり、また適切な権利行使者へのライセンス供与を促すことなどが行われる。

ここで発明者への利益分配について考察する。

第一に、基本発明(パイオニア発明)かどうかの問題となる。例えば三大合成繊維(ナイロン、ポリエステル、アクリル)や、ポリエチレン、ポリプロピレン等の基本物質、あるいは革命的医薬の発明などはそれに当たる。

これらの技術導入に当たっては、特許権に対してロイヤルティ、売上げに対して3~5%、技術ノーハウ等については一時金支払いという経済対価が支払われている。医薬特許でロイヤルティ10%のケースもある。付随した関連特許を含めたロイヤルティであるが、他への独占排他権利として基本発明の存在なしにその保障はできなく、

その価値は絶大である。

第二に、特許権侵害に対して、ロイヤルティ請求はその事業が成立拡大してら提起されるケースが多い。経営判断として支払い能力の確立を見極めての経営判断による権利の行使といえる。

第三に、特許権は知的鉦区権的なものであり、その中で開発事業として掘削、採掘、販売し、利益を上げるのは企業である。特許権利があっても経済的価値が無いこともあり、また価値があっても開発能力、経営能力の不足によって事業化に失敗することもある。発明者と事業家との関係である。

戦後、日本企業の多くは、欧米先進諸国企業から革新的基本発明技術の導入を社運をかけて巨額の支払いをし、事業化し、その技術改良、独特のノウハウ、商品化を推進し、その中で多くの職務発明を奨励してきた。そして、契約期限切れと共に、技術導入元の企業より優れた技術力によって海外進出をしてきている。

近年、原子・分子・遺伝子レベルの科学技術の進展に伴って、我が国でも産業上の有用性の高い新規性、進歩性に富む基本発明が行われるようになった。本判決は、殆どの企業が忘却しかけた基本発明に関連する視点についての日本社会への警告と受け止めるべきであろう。

5. 日本特許法第 35 条(職務発明)の規定

1921 年(大正 10 年)に制定された旧特許法において規定されたもので、次のようになっている。

第1項 社員が行った職務としての発明(職務発明)は、会社が特許の実施権を持つ

第2項 社員が独自に行った発明(職務発明以外)については、社員が特許権や実施を持つ

第3項 会社に特許権を譲渡した場合には、社員は「相当の対価」の支払いを受ける権利を持つ

第4項 「相当の対価」の額は、その発明により会社が受ける利益、その発明への会社の貢献度などを考慮して決める

とある。

一方、発明対価訴訟で「社員や元社員は、勤務規則などの定めにかかわらず、発明対価を請求できる」という判例もある。

一番分かりやすい考えは、その発明者が、その会社の社員として存在していなかった場合、その事業は成立存在したか否かである。その後、如何に改良努力があっても事業化はできないのが基本発明である。それは戦後日本の技術者が苦闘しつつ涙しつつ技術導入し、その上に強力な国際企業を築いていった事例を見れば理解できると思う。

まとめ

日本は、資源・エネルギーと食糧自給率が極めて低く、科学技術立国によって経済購買力を維持して生存する以外に道はない。

第一に、知的財産権制度の歴史的経過と哲学から見て、新発見、新発明へ挑戦創造する人々を尊重する産業社会風土への回帰が求められる。

第二に、その発明は、人々の雇用を拡大し、「健康で安全・安心な知的文化生活」へ寄与するための産業化へと積極的に活用されなくてはならない。それに伴う民富の形成が自発的に行われるシステム化が必要で、政府

の特権として許可するシステムではないとの認識を浸透させる必要がある。

第三に、経済的補償については、その発明を実施する努力を企業は行い、自らが実施できない場合にはそのメリットを生かせる企業を探し、ライセンスする努力を行う必要がある。空中窒素の固定をはじめ第二次産業革命を主導したドイツ化学工業は、こうした制度のもとに、権利使用実施者が見出せない場合には、発明者と合意の上権利維持を放棄した。また、発明者の報酬は、巨大企業のトップよりも多かった例もあると言われている。

日本工学アカデミーは、我が国の置かれた立場から、知的財産の創造を自由と民主主義の原則から憲法の精神に基づいて尊重すること、そして、公正な産業競争秩序として知的財産権制度が機能することを求めたい。

また、研究者の発明へのインセンティブを高めることと、企業の新事業起業化への経営力発揮は両輪であり、その結果として国際競争力が強化される。前者による独占排他権設定は0から1への挑戦であり、後者は1を100にするのか、数億にするのかという開拓事業である。

0に数億を掛けても0、1に0を掛けても0ということを銘記すべきである。

以上

(註) Intellectual Property は現在「知的財産権」が学術的に認められた表現とされている。